◎新潟県訓令第19号

本　　庁
地　域　機　関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成５年３月新潟県訓令第７号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成５年４月１日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年３月新潟県訓令第１号）は、平成５年３月31日限り廃止する。ただし、平成４年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>名　　称</th><th>規定条文</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式</td><td>納入通知書（母子・父子・寡婦福祉資金返金等用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式の２</td><td>納入通知書（母子・父子・寡婦福祉資金返金用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式の３</td><td>納付書（母子・父子・寡婦福祉資金返金用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第48号様式の２（第90条関係）
（略）
月別振替明細書
（略）
※　新潟県母子・父子・寡婦福祉資金償還金について、上記のとおり各振替日に指定預金口座から引き落とします。
なお、各振替日において、指定預金口座の残高が各月の納入金額に満たないときは、振替不能となり督促を受けるとともに違約金を納付しなければならないことになります。
</td><td>
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成５年４月１日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年３月新潟県訓令第１号）は、平成５年３月31日限り廃止する。ただし、平成４年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>名　　称</th><th>規定条文</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式</td><td>納入通知書（母子寡婦福祉資金返金等用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式の２</td><td>納入通知書（母子寡婦福祉資金返金用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式の３</td><td>納付書（母子寡婦福祉資金返金用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第48号様式の２（第90条関係）
（略）
月別振替明細書
（略）
※　新潟県母子・寡婦福祉資金償還金について、上記のとおり各振替日に指定預金口座から引き落とします。
なお、各振替日において、指定預金口座の残高が各月の納入金額に満たないときは、振替不能となり督促を受けるとともに違約金を納付しなければならないことになります。
</td></tr>
</table>